

令和5年第5回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和5年5月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和5年5月29日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 古村 幹夫
 - 2番 松澤 千代子
 - 3番 栗林 俊彦
 - 4番 吉澤 光雄
 - 5番 牛丸 圭也
 - 6番 小澤 睦美
 - 7番 向山 光
 - 8番 本多 慶司
 - 9番 高木 智香
 - 10番 林 政美
 - 11番 本田 光陽
 - 12番 小林 テル子
 - 13番 津谷 彰
 - 14番 舟橋 秀仁

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度辰野町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度辰野町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 4 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予
算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野西小体育館設置条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 18 報告第 1 号 (1) 令和 4 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書及び
令和 4 年度辰野町一般会計事故繰越し繰越計算書
報告第 2 号 (2) 令和 4 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
報告第 3 号 (3) 令和 4 年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書
報告第 4 号 (4) 令和 4 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 5
年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 日程第 19 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課	高 倉 健一郎

産業振興課長	岡田圭助	事業者支援担当課長	菅沼隆之
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	上島淑恵
学校支援課長	小澤靖一	学びの支援課長	福島永
辰野病院事務長	桑原さゆり		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑原高広
議会事務局庶務係長	小林志帆

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番	牛丸圭也
議席 第6番	小澤睦美

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町長

皆さん、おはようございます。本日ここに第5回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。さて、17日内閣府が公表した1月から3月期の実質GDP、国内総生産の速報値は、前の期と比べ0.4%、年率換算で1.6%の増加で、3四半期ぶりのプラス成長となりました。新型コロナの行動宣言が緩和され、旅行や外食などのサービス消費が回復し、個人消費が増えたことなどが要因とされています。一方で厚生労働省が23日発表した、2022年度毎月勤労統計調査によると、現金給与総額に物価変動を反映させた実質賃金は2年ぶりのマイナスで、前年度比1.8%の減少となりました。物価上昇に賃金が追い付いていない状況が続いています。このため本日上程する令和5年度補正予算では物価高騰に対する支援策として、住民税非課税世帯に対する1世帯当た

り3万円支給する事業や、妊婦に対する出産準備金2万円の支給とタクシー料金の一部助成、学校給食費の補助事業の追加を提案させていただき予定であります。町の財政は昨年度経費節減の徹底等により、財政調整基金を取り崩すことなく運営することができました。依然として諸物価高騰、景気不透明の中、今後も引き続き厳しい財政運営が予想される所ではありますので、経費節減、効率的な行政運営に努め財源確保を図るとともに、将来を見据えての各事業の展開、長期課題の解決に全力で取り組んでまいります。さて、6月10日にはいよいよ第75回ほたる祭りが開幕します。前回の臨時会招集挨拶でもふれましたとおり、例年よりも発生は早まりそうですが、今年も多くのホテルの発生が期待されます。また今回は、国際姉妹都市ニュージーランドワイトモからのお客様を4年ぶりにお迎えし6月9日から4日間、町内に滞在していただく予定です。歩行者天国や童謡公園でのホテル観賞に加え、町内の店舗やキッチンカー、施設等をめぐってスタンプを集めると懸賞に応募できる、デジタルスタンプラリーなどの催しもあります。さらに、現代アートの国際コンテスト「ARTabi2023 国際現代アートアワード」もほたる祭りに合わせて開催されます。お祭り期間中、町内外の多くの皆様に訪れていただき、辰野町の魅力を存分に楽しんでいただければと思います。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係で令和4年度補正予算9件と、条例の一部改正3件、加えて条例の一部改正1件と廃止1件、令和5年度補正予算1件、合わせて15議案であります。また、報告事項といたしまして、令和4年度の各会計の繰越明許費、繰越計算書など4件があります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席5番、牛丸圭也議員、議席6番、小澤睦美議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、松澤千代子議員。

○議会運営委員長（松澤）

皆さんおはようございます。去る5月22日に議会運営委員会を開催し、令和5年第5回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、

その結果についてご報告いたします。5月22日辰野町告示第30号によって、辰野町町長より6月定例会を5月29日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、6月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日迄の17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和4年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和4年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回は、町税、地方交付税等の歳入、各事業の事業費確定に伴う財源組換、不用額の整理、町債、基金繰入金の調整等による専決補正予算であります。補正総額1億195万6,000円の減額で、予算総額は101億9,026万5,000円となりました。以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては、町税、地方譲与税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税等の追加、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、町債等の減額であります。歳出につきましては、総務費では、地域振興基金、財政調整基金、庁舎建設基金等への積立金、地方創生臨時交付金事業の上下水道事業支援補助金等の追加、上伊那広域連合負担金、地域おこし協力隊起業支援補助金など各事業の不用額の整理が主なものであります。民生費では、障害者医療費、

光熱水費等の追加、介護保険特別会計繰出金、施設型給付費負担金、会計年度任用職員報酬等の不用額の整理が主なものです。衛生費では、霊園管理基金積立金、子宮がん検診委託料等の追加、ごみ処理に関する上伊那広域連合負担金、各種予防接種委託料等の不用額の整理が主なものです。農林水産業費では、森林環境譲与税基金積立金の追加、多面的機能支払交付金、森林造成事業補助金、林道等補修工事等の不用額の整理が主なものです。商工費では、町合宿等補助金、ホテル保護育成協力金委託料等の不用額の整理が主なものです。土木費では、公園施設長寿命化対策工事監督業務委託料、町営住宅整備基金積立金等の追加、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業の国庫補助減額による工事請負費、調査・測量設計委託料、定住促進奨励金等の不用額の整理が主なものです。教育費では、文教施設整備基金及び教育振興基金積立金、両小野中学校組合負担金の追加、両小野小学校組合負担金、特別支援教育就学奨励費、会計年度任用職員報酬等の不用額の整理が主なものです。災害復旧費では、地方債対象事業の調整による財源組替、道路河川復旧工事の不用減額です。公債費では地方債の償還にかかる元金、利子償還金の不用額の整理です。経費等の削減に努めた結果、財政調整基金等については取り崩すことなく、災害対応や将来の事業に備え増収分の一部を積み立てることとしました。また、繰越明許費ですが、各事業の補助金の確定時期、適正工事期間の確保、物価高騰や資材調達の調整等により年度内の完了が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。今回、過年災林道施設災害復旧事業等 9 件、3 億 272 万 6,000 円を追加しました。地方債補正ですが、各事業について事業費が確定したことにより金額を変更しました。以上のとおり補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向 山 (7 番)

3 点お聞きしたいと思います。まず予算書でいくと 52 ページになります。保育園運営事務費の報酬、職員手当、共済費、会計年度任用職員に関わる減額が 3,000 万円余を超えておりますが、これは会計年度任用職員を必要としたけれども確保できなかったのか、それとも予算を見込むほど必要としなかったのか、この点についてお聞きしておきたいと思います。2 点目、61 ページになります。森林管理事業の積立金 1,136 万

3,000円、森林環境譲与税基金積立金ということで、先ほど町長の説明では一部増収分について積み立てを図るという一般的な積立金についての説明がありましたが、この森林環境譲与税については令和4年度の予算の説明の中では森林面積が減ったことによって、割り増し部分が減ったという説明があったかというふうに思いますけれども、約3,000万円ってというのが年間の歳入見込みっていうふうに、今まで私としては認識をしておりましたが、3分の1にあたる1,100万円以上が積み立てられるということは、見込んだよりも多くの森林環境譲与税が入ってきたということなのか、あるいは予定していたものを使う必要がなかった、あるいは使えなかったということなのかについてお聞きしたいと思います。3点目であります。68ページになります。教育費の教育委員会事務、積立金1億7,000万円という非常に大きな額が積み立てに回っております。この内容・理由についてもお聞きしたいと思います。以上3点です。

○子育て応援課長

はい。では1点目の質問にお答えいたします。52ページの保育園運営事務の報酬等 person 費の件であります。保育園ではですね臨時の保育園保育士の賃金ですとか、会計年度の報酬につきまして、実際支援の必要な児童が多くなっております。それに加えてですね育休職員の代わりですとか障がいがある児童の支援のためにそういう児童がいると一人保育士を用意するという状態ではあります。なかなかですね募集をしても来ないってということもありますし、ちょっとそういったことに対処するために余分な経費を見てる部分もありますので、今回はですねなかなか途中でそういった方を募集しても来ないという状況がありまして、不用減額といたしました。

○議長

いかがですか。よろしいですか。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から議員のご質問のありました20つの点についてご説明させていただきます。まず森林環境譲与税につきましては、市町村の体制整備の進捗に伴いまして、徐々にですね毎年、譲与税の額が増加していくということになっております。機構の準備基金の活用するということの中で、令和4年度につきましてはですね前年に比較しまして増額したことによりまして、本年度譲与税の額が増えたということによりまして、それから3番目の質問でございますけれども、文教施設の基金につきまして増額ということについてでございます。本年度の歳入を見る中で今年度の文教施設

の基金につきましては、予算編成の際に令和5年度の実施計画またヒアリング、それから予算査定時におきまして、緊急性が高く実施要望が高かった各事業について、財源とするために積み立てをしているものが多いところでございます。文教施設整備基金につきましては、老朽化の多い施設修繕の要望が多かったことと、また西小学校の体育館の長寿命化工事が予定されているため、その財源としまして本年度1億2,000万円の積み立てを行っているものであります。以上であります。

○向山(7番)

森林環境譲与税について、その体制整備がされると比率がアップするという、そういう答弁であったというように理解してますが、そのところ私、体制整備っていう要因が今まで私が承知している中では、そういう加算要因っていうのがなかったように記憶しているんですが、いつ頃からそのようなものが出てきたのか、どの程度そういう加算がされるのかについて、もしここで説明できないようであればまた資料でいただければ結構ですが、追加で説明いただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

森林環境譲与税の仕組みにつきまして資料がございますので、この資料をご覧いただきながら説明した方が分かりやすいと思いますので、ご提示させていただいて説明させていただきたいと思います。以上であります。

○議長

よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議長

それでは質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和4年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正予算は、電力価格高騰の影響を受けた上水道事業者への支援に関する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の補助金の対象となったため、補助金の増額を追加するものでございます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出です。収入ですが、補助金として220万8,000円増額し4億3,834万3,000円とします。支出ですが、予備費として220万8,000円を増額し4億4,404万1,000円とします。3ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出です。収入ですが、国庫補助金として上水道事業分213万9,000円の増額、簡易水道分の6万9,000円を増額するものでございます。支出として上水道事業分の213万9,000円、簡易水道分の6万9,000円を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和4年度辰野町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和4年度辰野町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。先ほどと同じ電力・ガス・食料品等高騰重点支援地方交付金の補助金

として、下水道の事業の関係が補助金の増額として追加するものでございます。1 ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出です。下水道事業収入支出の予算の総額に収入支出それぞれ 286 万 4,000 円を追加し、収入予算の総額を 10 億 745 万 6,000 円、支出予算の総額を 10 億 2,358 万 5,000 円とします。3 ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の収入ですが、国庫補助金として 286 万 4,000 円の増額するものです、支出として 286 万 4,000 円を予備費として増額するものでございます。減価償却費の金額の確定により 70 万 6,000 円を増額し、資産減耗費を 70 万 6,000 円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 4 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,727 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 240 万 7,000 円とするものです。内容につきまして 7 ページをご覧ください。はじめに歳入になります。収納が確定となっています国民健康保険税のうち、一般被保険者分について 2,397 万円を減額し、退職者被保険者分について 7 万 3,000 円減額するものです。8 ページをご覧ください。国庫支出金の災害等臨時特例補助金は、コロナ減免の申請が

なかったため1万円を減額するものです。9ページをご覧ください。県支出金ですが、県補助金の交付額確定によりまして、普通交付金及び特別交付金合わせて2億2,771万8,000円を減額するものです。10ページをご覧ください。財産収入ですが、国保支払準備基金の確定によりまして基金利子を7,000円減額します。11ページをご覧ください。繰入金です。町の一般会計からの繰入金額の確定に伴い、一般会計繰入金を230万円減額し、保険税の減収等により基金繰入金を1,561万円増額するものです。12ページをご覧ください。諸収入ですが、延滞金加算金及び過料を49万9,000円増額、雑入を69万2,000円増額するものです。どちらも金額の確定によるものです。次に歳出になります。13ページをご覧ください。総務費のうち一般管理費及び賦課徴収費について不用減額するものです。14ページをご覧ください。同じく総務費のうち、運営協議会費について不用減額するものです。15ページをご覧ください。保険給付費のうち、療養諸費について、一般被保険者療養給付費を1億8,490万円、退職被保険者等療養給付費を24万円、一般被保険者療養費を259万円、退職被保険者等療養費を1万円それぞれ不用減額します。16ページをご覧ください。同じく審査支払手数料を10万円不用減額するものです。次に高額療養費について、一般被保険者高額療養費を4,490万円、退職被保険者等高額療養費を1万円、一般被保険者高額介護合算療養費を14万6,000円それぞれ不用減額します。17ページをご覧ください。同じく高額療養費について、退職被保険者高額介護合算療養費を1万円不用減額するものです。次に葬祭費につきまして、支給対象者の確定によりまして75万円不用減額するものです。また、出産育児諸費につきまして、出産育児一時金対象者の確定により420万円不用減額するものです。18ページをご覧ください。傷病手当金につきまして対象者の確定により28万1,000円不用減額するものです。19ページをご覧ください。国民健康保険事業費納付金については財源組替になります。20ページをご覧ください。保健事業費のうち、特定健診事業費を157万5,000円、保健衛生普及費を39万円、疾病予防費を119万3,000円それぞれ不用減額します。22ページをご覧ください。基金積立金ですが、基金利子分4,000円を国保支払準備基金に積み立てるものです。24ページをご覧ください。諸支出金について償還金および還付加算金を7万8,000円不用減額し、繰出金では直営診療施設勘定繰出金として、診療所及び辰野病院繰出金を475万8,000円増額するものです。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和4年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ471万9,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。はじめに歳入になります。診療収入の確定によりまして第1診療所診療収入につきましては56万1,000円、川島診療所診療収入につきましては65万2,000円をそれぞれ減額するものです。7ページをご覧ください。繰入金のうち他会計繰入金を36万円増額するものになります。8ページをご覧ください。諸収入のうち、雑入を64万2,000円減額するものです。9ページをご覧ください。繰越金について27万5,000円増額するものになります。次に歳出になります。10ページをご覧ください。総務費では施設管理費のうち、第1診療所施設管理費を30万2,000円、川島診療所施設管理費を48万円それぞれ不用減額します。11ページをご覧ください。医業費では第1診療所分を19万5,000円、川島診療所分を24万3,000円それぞれ不用減額します。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,439万5,000円とするものです。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入になります。後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料の現年度分を保険者数増に伴う実績により、330万1,000円増額。普通徴収保険料のうち現年度分を75万3,000円、滞納繰越分を1万円減額するものです。7ページをご覧ください。諸収入につきましては、保険料還付金を30万円、延滞金を9,000円減額するものです。次に歳出になります。8ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療徴収費の使用料を3万9,000円不用減額、負担金の保険料納付金を363万円増額、償還金を30万円不用減額するものです。9ページをご覧ください。予備費につきまして106万2,000円不用減額するものです。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和4年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

令和4年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。第2条、収益的収入につきましては1億5,884万8,000円を増額し、総額を23億9,228万6,000円とするものです。また、収益的支出につきましては、5,414万8,000円を増額し、総額24億1,231万円とするものです。2ページをご覧ください。第3条、収益的収入を550万円減額し、総額7,450万円とするものです。内容につきましては6ページをご覧ください。収益的収入のうち、医業収益につきましては、患者数増加に伴う入院収益及び外来収益の増額またコロナワクチン接種事業の減少による公衆衛生活動収益を減額するものです。医業外収益の補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関としての病床確保料、国保会計を通じての補助金になりますが、直診施設に係る国民健康保険特別調整交付金、コロナワクチン個別接種協力金、また電気料金高騰に関わる公立病院価格高騰対策補助金等を増額するものです。長期前受金戻入につきましては、決算に伴う調整による減額です。訪問看護事業収益につきましては、事業実績に伴う増額です。居宅介護支援事業収益につきましては、事業実績に伴う減額です。7ページをご覧ください。支出のうち給与費につきましては、訪問看護ステーションのリハビリ職員と事務職員の人件費を業務実績に基づき振り替えるものです。材料費、経費につきましては薬品、検査試薬の増加、診療材料、給食材料、電気料金等の高騰による増額によるものです。

減価償却費につきましては、決算に伴う調整による増額です。資産減耗費につきましては、診療材料の在庫整理、医療機器の入れ替えによる増額です。8 ページをご覧ください。こちらは医療機器購入の財源に充てました企業債を減額するものです。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和4年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第8号、専決第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を提案するにあたり、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,634万5,000円とするものでございます。内訳につきましては6 ページをご覧ください。歳入では使用料31万5,000円の減額、手数料は告知システム広告利用等手数料6,000円の減額。7 ページをご覧ください。利子及び配当金は基金利子1万1,000円の増額。8 ページをご覧ください。繰越金は203万5,000円の増額であります。歳出では9 ページをご覧ください。一般管理事務は基金積立金1万2,000円の増額、繰出金は一般会計繰出金350万円を増額、維持管理費は需用費、委託料の不用減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただ

きますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,723万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,604万8,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の介護保険特別徴収保険料を徴収実績に応じまして、663万7,000円減額するものでございます。8ページをご覧ください。国庫支出金、9ページの支払基金交付金、10ページの県支出金、11ページの繰入金につきまして、介護保険サービス給付費や地域事業費等の1年間の給付実績に基づき、第1号被保険者、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町のそれぞれの財源負担割合に応じまして予算額を調整するものでございます。12ページをご覧ください。諸収入は8万1,000円の減額で総合事業の「よつば」、リハビリ教室利用者負担金が主なものでございます。13ページをご覧ください。財産収入は29万1,000円の増額で、介護給付準備基金積立金の利子でございます。14ページをご覧ください。歳出につきましていずれも事業費確定に伴う不用減額が主なものでございます。総務管理費は793万9,000円の減額、15ページの徴収費は52万5,000円の減額。介護認

定審査会費は143万7,000円の減額でございます。17ページをご覧ください。サービス等諸費は、1億9,212万1,000円の減額で、介護保険サービス費等諸費が主なものでございます。18ページの地域支援事業費は670万3,000円の減額で、地域包括支援センターの運営費が主なものでございます。20ページをご覧ください。介護予防生活支援サービス事業費は749万2,000円の減額で、総合事業の「よつば」、リハビリ教室等と介護予防ケアプランの作成委託料の減額でございます。21ページの一般介護予防費は257万1,000円の減額でございます。23ページ、基金積立金は利子を含め4,029万2,000円を介護給付準備基金に積み立てます。24ページの諸支出金は、償還金及び還付加算金が23万1,000円の減額でございます。25ページの予備費は3,149万7,000円を増額するものでございます。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、議案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（7番）

17ページになりますが、サービス給付等諸費1億8,300万の減額であります。予算総額に対して9%、1割近くの減額になるわけですけれども、この内容について分析ができていようであれば報告いただきたいと思えます。

○保健福祉課長

ただ今のご質問でございますサービス給付費につきましては、平成29年度までは毎年減少傾向でありました。平成30年から令和3年までは逆に増加傾向にありまして、令和4年度におきましても増加を見込んでおったところでございますが、減少に転じたものでございます。以上です。

○議長

よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和5年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い辰野町税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものでございます。令和5年度の税制改正のポイントについてですが、住民税関係としまして令和6年度から個人町県民税均等割課税として始まります、森林環境税に関する法改正の施行に伴う各種規定の整備、資産税関係としまして長寿命化に資する大規模修繕が行われたマンションの減税の特例規定の創設、軽自動車税関係としまして電動車の一層の普及、より環境性能の高い車の普及を図るためのグリーン化特例の延長、また7月1日から始まります特定小型原付、いわゆる電動キックボードの課税に関する規定整備、電子化関係としまして、共通納税制度いわゆる電子納税の拡充による様式整備等が主なポイントとなっております。新旧対照表で説明を申し上げますが少し長くなりますので、上位法令の改正による条項ずれ、字句の修正については説明を省略させていただきます。1ページをご覧ください。第34条の9第2項は、個人町民税均等割課税として令和6年度から始まります森林環境税の導入に伴い、施行令の改正により配当割額または株式譲渡所得割額の控除によって発生した還付金を町県民税に加え、森林環境税の納付に充当できるようにするものになります。2ページをご覧ください。第36条の3の2第2項です。町県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、年末調整の時の書類になります。こちらが簡素化によりまして、前年の申告と扶養親族者について変更がない場合、異動がない旨の申告ができるものとする規定を追加するものになります。5ページをご覧ください。第38条第3項は、森林環境税の徴収と賦課の方法を個人町民税の均等割にあわせて賦課し徴収する旨の規定を追加するもの。また41条につきましては町県民税の納税通知書に記載する納付額に森林環境税額を合算するものに

なります。6 ページをご覧ください。第 44 条第 1 項は、給与から直接町県民税を天引きする特別徴収の徴収額に森林環境税額を含めるものになります。10 ページをご覧ください。第 46 条は、法施行規則の改正によりまして、給与所得の特別徴収についての共通納税用の納付書様式が追加になるものになります。11 ページをご覧ください。第 47 条第 2 項は、給与所得の特別徴収について、税額の変更等により発生した還付金に含まれる森林環境税につきましても、未納の徴収金への充当または納入の委託をするものとみなす改正になります。12 ページからをご覧ください。第 47 条の 2 第 1 項につきましても、年金から直接町県民税を天引きします特別徴収の徴収税額に森林環境税を含めるものです。14 ページ下からをご覧ください。第 47 条の 6 第 2 項につきましても公的年金の特別徴収について、税額変更等により発生した還付金に含まれる森林環境税につきましても先ほどと同様未納の徴収金への充当、または納入の委託をしたものとみなす改正になります。16 ページからをご覧ください。第 48 条第 1 項は法人町民税また第 5 項はその延滞金につきまして、次の 17 ページの第 50 条第 1 項につきましても、法人町民税の確定申告による不足税額について共通納税用の納付書様式が追加になるものになります。18 ページ下からをご覧ください。第 82 条第 1 項第 1 号エは特定小型電動気付自転車、いわゆる電動キックボードの種別の新設、それから税率を 2,000 円とするものになりまして、7 月 1 日から標識が交付となり来年度から課税となります。20 ページからをご覧ください。第 98 条第 1 項はたばこ税、21 ページの第 5 項はその延滞金、また 21 ページ下からの第 101 条第 1 項はたばこ税の確定申告による不足税額についての、共通納税用の納付書様式が追加になるものになります。22 ページをご覧ください。中ほどにあります附則第 8 条になりますが、肉用牛の売却所得の町民税の課税の特例を、令和 9 年度まで延長する改正になります。27 ページまで飛びますがご覧ください。附則第 10 条の 2 第 21 項は、長寿命化に資する大規模修繕が行われたマンションの減税の割合を 3 分の 1 とする特例を追加するもの。また附則第 10 条の 3 第 11 項は、その特例の申請に関する規定を追加するものです。29 ページ下からをご覧ください。附則第 10 条の 4 は、令和 2 年 7 月豪雨災害の住宅用地の特例の終了に伴いまして、特例の延長適用に係る申告について新設するものです。33 ページ下からをご覧ください。改正前の附則第 15 条の 2 は、軽自動車税環境性能割について自動車取得税から変わった際の臨時的な非課税措置の終了に伴い削除になります。また 34 ページをご覧ください。今度は改正後になりますが、同条第 4

項は、環境性能割について性能の認定における不正に関する罰則を強化するものになります。35 ページをご覧ください。改正前の方の附則第 15 条の 6 第 3 項は、環境性能割について自動車取得税から変わった際の臨時的な軽減措置の終了に伴い削除になります。36 ページをご覧ください。附則第 16 条第 2 項は、電気自動車の軽自動車税種別割のグリーン化特例の期限を 3 年間延長するものです。また、改正前の第 3 項から 38 ページの第 6 項までは消費税率引き上げに配慮し、延長されていましたがグリーン化特例適用分の期間終了、また先ほどの第 2 項の期間の延長によりまして重複になりますので削除となります。39 ページをご覧ください。改正前の同条第 7 項になりますが、2030 年度燃費基準に 90%達成している営業用の軽乗用車のグリーン化特例を 3 年延長し、40 ページの第 8 項はその基準を 70%達成している営業用軽乗用車のグリーン化特例を 2 年延長するものになりまして、こちらが繰り上がりまして第 3 項と第 4 項になります。41 ページをご覧ください。附則第 16 条の 2 第 3 項は種別割の性能の認定における不正に関する罰則を強化するものです。42 ページからをご覧ください。附則第 17 条の 2 第 1 項と 43 ページの第 2 項は法改正に併せまして、町民税の優良住宅地造成等のための土地の譲渡取得の特例の期限を延長するものになります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、原案のとおり承認するに決しました。日程第 13、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 5 年度税制改正によりまして地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものです。新旧対照表で説明申し上げます。1 ページ目から 2 ページ初めまでの附則第 2 項から第 6 項につきましては、地方税法の附則第 15 条の改正により、引用条項の項番号にずれが生じたための改正でございます。2 ページ最後になります。附則第 17 項は、地方税法附則第 15 条の改正による項番号ずれ及びバス事業者の EV バス、電動自動車のバスになりますけれども、こちらの導入に係る充電設備等の特例措置としまして、同条に第 46 項を追加する改正を行うものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。上位法令の地方税法等の

一部を改正する法律ほか、令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものです。お手元資料の新旧対照表をご覧ください。1ページをご覧ください。第2条第3項において、中間所得層の負担に配慮し、保険税のうち後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。1ページ下から2ページの第23条第1項は第2条の課税限度額の引き上げに伴いまして、後期高齢者支援金等課税額の減額の上限を20万円から22万円引き上げるものでございます。また経済動向等をふまえ軽減判定所得の基準を見直し、被保険者一人あたりに乗じる金額について同条第2号で5割軽減は28万5,000円から29万円に、2ページ下から3ページにかけての同条第3号で2割軽減につきましては、52万円から53万5,000円に引き上げ、軽減所得層の拡充を図るものでございます。第23条の2は所用の規定の整備でございます。4ページをご覧ください。第25条の2第2項は事業主の事情による解雇等における国保加入の場合の保険税軽減特例を申告する際に提示を求めます、その他の疎明資料について明確化するものでございます。また附則第2項から5ページ以降の3項、4項、6項から9項、12項、13項の改正は、全て第23条に係る所用の規定整備でございます。以上、提案説明を申し上げました。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、専決第12号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 13 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。辰野町公営住宅等長寿命化計画により、用途廃止の判定がありました平出団地、朝日団地の 2 棟の取り壊しを行うものでございます。町営住宅平出団地につきましては、33 号から 36 号を別表から削除するものです。また、町営住宅朝日団地については、別表中 4 号から 7 号を 6、7 号とし、戸数を 4 戸から 2 戸に減少するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 13 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、辰野西小体育館設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案書より提案理由の説明を求めます。

○町 長

辰野西小学校体育館は町民の体力の向上、健康増進を目的として、社会体育施設として昭和 39 年に建設され、併せて辰野西小学校の教育施設としての機能も持たせ、現在も社会体育施設としてではなく、学校教育の 1 施設として教育の場としても活用されております。また町内の他の小・中学校の体育館についても、学校開放の一環として社会体育の場として活用されています。西小学校の体育館も現在他の小中学校の体育館と同様、学校の施設としての位置付けで管理運営されている状況から、辰野西小体育館設置条例を廃止し、学校教育施設としての位置付けを明確にし、他の町内小中学校の学校施設と同様により良い環境整備を図ってまいります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総合的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 14 号につきましては会議規則第 37 条の規程により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 17、議案第 15 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地方創生臨時交付金事業、乗合タクシー運行業務委託料、林道の災害復旧事業等の追加及び子育て支援課創設による予算の組み替えをするものであります。補正総額は 1 億 2,238 万 4,000 円の追加で、予算総額は 94 億 4,528 万 4,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び町債の追加であります。歳出につきましては総務費で故障しました、たつのパークホテル業務用食洗機の更新工事、利用者の利用回数の上昇により、運行経費が増加している乗合タクシー運行事業委託料、地方創生臨時交付金事業によるマタニティ応援事業、学校給食費補助事業、低所得者世帯支援給付金事業等の追加であります。民生費では、医療的ケアが必要な児童の入園に伴い、利用する訪問看護サービス費用に対する補助金、児童送迎バス利用者の増による運行及び管理委託料、園児バスへの設置が義務化された車内置き去り防止安全装置の購入等の追加であります。衛生費では、事務担当が保健福祉課から子育て応援課へ移動する母子手帳アプリの利用負担金の予算組替です。商工費では、企業訪問等にかかる経費、ホタルの発生が例年より早まり、ほたる童謡公園の警備日数が増えることによる、ホタル保護育成協力金委託料の追加であります。土木

費では、宮木区と小野区への除雪機補助金の追加です。消防費では、上辰野区の火の見櫓解体にかかる費用の補助金の追加であります。教育費ではスクールバスに設置する車内置き去り防止安全装置の購入の追加、地方創生臨時交付金事業で対応することになった学校給食費負担金の減額であります。災害復旧費では、過年度の林道災害復旧事業で事故繰越で実施する、林道施設等復旧工事における町単独分の付帯工事にかかる費用、県支出金が令和5年度である林道西武線富士山線の復旧工事に要する費用の追加です。地方債補正につきましては過年災林道施設災害復旧事業の財源とする地方債の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、地方自治法施行令第146条第2項及び150条第3項、地方公営企業法第26条第3項、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号、令和4年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和4年度辰野町一般会計事故繰越し繰越計算書、報告第2号、令和4年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書、報告第3号、令和4年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書、報告第4号、令和4年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和5年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。以上、4件について順次報告を求めます。最初に報告第1号の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、令和4年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和4年度辰野町一般会計事故繰越し繰越計算書を報告します。令和4年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書については、2款1項の企画事務はたつのパークホテル、クーリングタワー更新工事、2款1項の情報通信事業事務は光通信網支障移転工事、2款1項、地方創生臨時交付金事務は、辰野町防災セット品の購入に係る経費、3款1項の地域密着型サービス等整備助成事業は、地域医療介護総合確保基金事業補助金、8款2項の社会資本整備総合交付金事業は、宮木下町地区町道1076号線及び1096号線の道路拡幅改良工事、上島地区町道14号線の舗装修繕工事、8款2項の道路メンテナンス事業は、伊良沢橋の橋梁補修工事及び上伊那広域連合負担金、8款4項の都市計画総務事務は、荒神山公園の町民体育

館に係る公園施設長寿命化対策工事監理業務委託料及び工事、11 款 1 項の過年災町単災害復旧事業は、林道今村線、林道袋山線、林道神谷所線、林道西部線、林道大沢線の測量設計業務委託料、倒木撤去委託料、土質試験委託料、重機等借り上げ料、林道施設等復旧工事及び砕石等であります。11 款 1 項の過年災林道施設災害復旧事業は過年災町単災害復旧事業と同じ 5 路線の監督補助業務委託料及び林道施設災害復旧工事、これらすべての事業費につきまして、令和 5 年度へ繰越手続きを行い繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期または適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で 3 億 272 万 6,000 円です。次に令和 4 年度辰野町一般会計事故繰越し繰越計算書については、11 款 1 項の現年災林道施設災害復旧事業は林道西部線、林道南沢山線、林道神谷所線の監督補助業務委託料及び林道施設等復旧工事、令和 3 年度から令和 4 年度へ繰り越し手続きを行いましたが、他工事との調整、工期の変更による作業員の確保が困難になったことなどにより、令和 4 年度で事業が完了しないため令和 5 年度へ事故繰越するものでございます。繰越額は 2,851 万 2,800 円です。以上報告いたします。

○議 長

次に報告第 2 号及び報告第 3 号の報告を求めます。

○建設水道課長

報告第 2 号、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により次のとおり報告します。令和 4 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書でございます。兔洞導水管布設替及び浄水施設改良工事につきましては、土工事をしたところ構造物が壊れたりいろいろしたものがございまして、思わぬ工事が増えたということの中で工期延長をしているものでございます。牛首水源取水施設災害復旧工事事業、東の沢工事につきましても、十分な工期が取れてなくて繰り越しをするものでございます。2 つの工事を合わせまして翌年度の繰越額でございますが、3,780 万円をお願いするものでございます。以上です。

○議 長

第 3 号もお願いします。

○建設水道課長

はい。第 3 号続けてお願いします。辰野町の下水道事業会計予算繰越の計算書でございます。工事でございますが、受変電設備制御電源用無停電電源装置から維持管理

用トラック、この2つにつきましては部品が工期内に納まらずにですね、工期を延長させていただくものでございます。翌年度の繰越額ですけれども、493万4,310円をお願いするものでございます。

○議長

次に報告第4号の報告を求めます。

○事業者支援担当課長

それでは報告第4号の報告をいたします。地方自治法第243条の3第2項の規定により辰野町土地開発公社の令和4年度事業決算と令和5年度事業計画について、ご報告いたします。1枚おめくりいただきますと、令和4年度辰野町土地開発公社事業報告がありますが、その裏面の1ページをご覧ください。令和4年度は南部地区174平方メートルを売却いたしました。北沢工業団地内にある土地開発公社所有の土地を辰野町の道路用地と建設中のオリンパスの用地の一部として、それぞれ売却したものです。続いて、令和4年度辰野町土地開発公社事業会計の決算を報告いたします。もう1枚おめくりいただき、決算書の1ページをご覧ください。(1)収益的収入及び支出のまずは収入からですが、収入については先ほどの北沢工業団地内の土地の売却それから附帯等事業収益としての用地の貸付、預金の受取利息、雑収入として、辰野町からの補助金と合計決算が844万9,448円となりました。これに対しまして、支出は売却した土地の原価と一般管理費である経費、支払利息で合計計算額が231万6,699円になります。差し引き613万2,749円が純利益となります。数字としましては、4ページをご覧ください1番下の当期純利益というのがありますが、その二重線で示した613万2,749円として載ってくるものであります。続いて2ページへお戻りください。2ページになりますが、(2)資本的収入及び支出になります。収入については金融機関からの短期借入金で決算額4億9,200万円、支出は短期借入金の償還金で決算額4億9,294万4,000円になります。差し引き94万4,000円の不足となりました。なお、この94万4,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填いたしております。続いて3ページをご覧ください。令和4年度の財産目録であります。資産については現金預金が5,898万9,905円、完成土地等が2億3,503万9,293円で、合計2億9,402万9,198円となります。また、負債につきましては短期借入金の2億5,579万4,000円となります。差し引き純資産は3,823万5,198円となりました。それでは続いて5ページをご覧ください。令和4年度の貸借対照表になります。まず、資産の部

ですが、資産の部の合計は二重線で示してあります2億9,402万9,198円、続いて負債の部については、負債の部の合計金額が同じく二重線で示しました2億5,579万4,000円あります。また資本の部では資本の部の合計が同じく二重線で示しました3,823万5,198円で、ページが一番下にあります負債・資本の部の合計は、同じく二重線で示しました2億9,402万9,198円となりました。続きまして6ページのキャッシュフロー、それから7ページ、8ページの収益費用明細書また、9ページの短期借入金明細表につきましては説明は省かせていただきます。続きまして、令和5年度辰野町土地開発公社の事業計画についてご報告します。1ページをお開きください。1ページ1の基本計画であります。令和5年度は公有地の処分はありませんが、土地の貸し付けなどの中央地区、城前地区、新町後山地区の3地区で事業を行い、土地造成事業として下辰野地区の新屋敷2,768平方メートルの売却のほか、4にあります令和5年度事業地区の(2)の完成土地等の事業用地地区にありますところの7地区で、分譲・造成・売却を行う予定であります。また、5の土地開発公社経営健全化計画の実施につきましては、引き続き町の一般会計から借入金利子に対する補助金を繰り入れ、併せて保有地の町による買い取りを計画的に行ってまいりたいと思います。続きまして令和5年度の予算になります。予算書3ページをお開きください。令和5年度辰野町土地開発公社事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出につきましては、収入それから支出の表のそれぞれ欄外にあります合計金額2,620万7,000円を予算として定め、また、4ページにあります資本的収入及び支出について収入の表の欄外にあります資本的収入の合計5億円、同じく支出の欄外にあります資本的支出の合計5億2,279万4,000円の予算を定めております。なお、資本的収入から資本的支出を差し引いた2,279万4,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものいたします。以上、辰野町土地開発公社の令和4年度決算書と令和5年度事業計画について報告をさせていただきました。以上です。

○議 長

ただ今、4件の報告がありましたが、報告事項でございますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。よろしいですか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第19、請願・陳情等についてを議題といたします。こ

ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、第10号、第11号は福祉教育常任委員会へ付託、第12号は総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でした。

11. 散会の時期

5月29日 午前 11時 38分 散会